

## 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針（案）に関するパブリック・コメントの結果について

### 1 意見募集期間

令和6年1月15日から2月13日まで

### 2 提出者（団体）数【総件数】

5名、1団体【27件】

### 3 区分別件数

※提出された意見等は、以下の7区分に整理した。

(1) 「I 学校部活動」について	13件
(2) 「II 新たな地域クラブ活動」について	4件
(3) 「III 大会等の在り方の見直し」について	3件
(4) 「IV 今後に向けて」について	1件
(5) 「V スポーツ傷害の予防と応急手当」について	0件
(6) 「VI 学校部活動及び新たな地域クラブ活動Q&A」について	2件
(7) その他	4件

### 4 反映状況（あおり県民政策提案実施要綱）

(1) 文章修正等・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	6件
(2) 記述済み・・・既に記述済みであるもの。	4件
(3) 実施段階検討・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	0件
(4) 反映困難・・・反映が困難なもの。	6件
(5) その他・・・質問や感想。施策の体系外への意見。	11件

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方

区分	番号	提出された意見の概要	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
I 学校部活動	1	青森県教育改革有識者会議提言書にある、部活動顧問の実質上の強制の解消を盛り込むべき。 (同様の意見が1件)	文章修正等	御意見を踏まえ修正します。
	2	青森県教育改革有識者会議提言書にある、専門外・指導経験のない部活動の受け持ちの解消を盛り込むべき。	文章修正等	
	3	「校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る」としているが、学校によっては、「教職員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行われていない」「適切な校務分掌となるよう留意されていない」場合があるようであり、文末を「図る」という努力目標ではなく指針案p3(2)キのように「構築する」と断定した言い切りにしたほうがよいのではないか。	文章修正等	御意見を踏まえ修正します。
	4	非常勤の講師にも部活の顧問を当てている現状は大問題である。指針に記載が無いと、非常勤の講師に蹴寄せがいき、違法な時間外勤務を強いる現状が変わらない。非常勤講師に部活動への関わりは一切禁止すると明記するべき。	記述済み	指針案には、校長は、部活動顧問の決定に当たって、教職員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意する(P2(2)イ)と記述しています。 指針については、市町村教育委員会に周知するとともに、学校管理職や部活動顧問等を対象とした各種研修会等を通じて浸透を図り、学校部活動が適切に実施されるよう取り組んで参ります。
	5	「必要に応じ部活動指導員を積極的に任用して学校に配置」の記載について、文科省が進める部活動の社会体育化の実施にあたっては、教員ではなく部活動指導員を配置することが必須であるため「必要に応じ」という文言を削除してはどうか。	反映困難	部活動指導員は、学校の部活動において技術的な指導を行うものであり、地域移行の受け皿となる地域クラブの指導者とは異なるものです。 なお、県教育委員会では、部活動指導員の配置拡充に向け、国の事業を活用しながら支援して参ります。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方

区分	番号	提出された意見の概要	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
I 学校部活動	6	部活動指導員に対しても、練習が過熱しないよう、指導や研修等を実施していく必要がある。	記述済み	指針案には、部活動指導員の研修について次のとおり記述しています。  ・学校の設置者は、部活動指導員に対して、学校部活動の位置付け、教育的意義、児童生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（児童生徒の人格を傷つける言動）はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや児童生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。（P3ク）
	7	「トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること」、「休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う」といった内容は、最新のスポーツ科学の知見を取り入れ、これまでの競争至上主義・勝利至上主義的な価値観からの指導から脱却するという点で、大変有意義な項目であると考え。発達に応じた睡眠時間の確保や年齢に応じた適切な生活の仕方を身に付けさせることが重要であると考え。	その他	指針については、市町村教育委員会に周知するとともに、学校管理職や部活動顧問、部活動指導員等を対象とした各種研修会等を通じて浸透を図り、適切な指導がなされるよう取り組んで参ります。
	8	スポーツ庁の指針は中学校を対象としており、小学校については記載が無いことから、小学校の部活動に係る指針全体を無くすこと。	反映困難	本県の小学校の学校部活動は社会体育への移行が進んでいますが、今も一部の小学校で学校部活動が実施されていることを踏まえ、指針案には小学校の学校部活動の在り方についても記述しているものです。
	9	小学校でも主要な大会等の時期を「ハイシーズン」（2週間以内）として活動できるようにするのはいかがか。	反映困難	指針の内容については、学識経験者、医科学関係者、学校関係者、スポーツ・文化団体関係者等で構成された指針作成会議において検討しており、その結果、小学校には「ハイシーズン」についての記述を設けないこととしたものです。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方

区分	番号	提出された意見の概要	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
I 学校部活動	10	子ども達へのスポーツ外傷・障害への配慮に欠ける「ハイシーズン制」を廃止すること。	反映困難	<p>公益財団法人日本スポーツ協会から示されている「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究について（文献研究）」（以下「文献研究」という。）では、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」とされております。</p> <p>指針案で示している「ハイシーズン」では、休養日を原則週1日以上確保するとともに、活動時間は週16時間未満となるようにしており、文献研究の基準以下となっています。また、「ハイシーズン」の活動については、生徒の健康を考慮し、次のとおり記述しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動顧問が生徒一人一人の状況を把握し、年齢や発達段階等に応じて、負荷が高くなりすぎないようにする。（P5中学校⑤、P6高等学校⑤）</li> </ul> <p>なお、指針については、市町村教育委員会に周知するとともに、学校管理職や部活動顧問等を対象とした各種研修会等を通じて浸透を図り、適切な指導がなされるよう取り組んで参ります。</p>
	11	青森県教育改革有識者会議提言書にある、中学校部活動の原則全員入部の考え方の見直しを盛り込むべきである。	記述済み	<p>指針案には、次のとおり記述しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。（P8中学校エ）</li> </ul>
	12	練習の共同実施は、教員や部活動指導員の指導における負担を軽減し、児童生徒にとっても、他校の児童生徒と共に練習することで、お互いに切磋琢磨する良い機会となると考える。学校の設置者と校長のリーダーシップの下、確実に実施されたい。	その他	<p>指針については、市町村教育委員会に周知するとともに、学校管理職や部活動顧問、部活動指導員等を対象とした各種研修会等を通じて浸透を図り、適切な指導がなされるよう取り組んで参ります。</p>

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方

区分	番号	提出された意見の概要	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
Ⅱ 新たな地域クラブ活動	13	青森県教育改革有識者会議提言書にある、部活動の地域移行の推進について内容を盛り込むべきである。	反映困難	県教育委員会では、令和5年4月に「公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、地域移行に向けた取組を推進しています。 指針案には、新たな地域クラブ活動の実施に当たり留意すべき事項について記述しているものです。
	14	新たな地域クラブ活動において、県教委及び市町村が「指導者の資質向上に取り組むこと」、また、「適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入を行う」といった内容は、最新のスポーツ科学の知見を取り入れ、これまでの競争至上主義・勝利至上主義的な価値観からの指導から脱却するという点で、大変有意義な項目であると考えられる。発達に応じた睡眠時間の確保や年齢に応じた適切な生活の仕方を身に付けさせることが重要であると考えられる。	その他	指針については、市町村教育委員会や各種スポーツ・文化芸術団体等に周知するとともに、学校管理職や部活動顧問、部活動指導員等を対象とした各種研修会等を通じて浸透を図り、適切な指導がなされるよう取り組んで参ります。
	15	「地域クラブでの指導を希望する教職員が、円滑に営利企業への従事等の許可を得られるよう、規程や運用の改善に努める」といった内容は、指導の継続を希望する教員にとって、有意義な規定であると考えられる。	その他	
	16	新たな地域クラブ活動において、「生徒の心身の成長に配慮して、生徒が健康な生活を送れるよう、学校部活動に準じた休養日や活動時間の基準を原則とする」といった内容は、最新のスポーツ科学の知見を取り入れ、これまでの競争至上主義・勝利至上主義的な価値観からの指導から脱却するという点で、大変有意義な項目であると考えられる。発達に応じた睡眠時間の確保や年齢に応じた適切な生活の仕方を身に付けさせることが重要であると考えられる。	その他	

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方

区分	番号	提出された意見の概要	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
Ⅲ 大会等の在り方の見直し	17	青森県教育改革有識者会議提言書にある、休日の大会引率の解消を盛り込むべきである。	記述済み	休日の大会引率に係る教職員の負担を軽減するため、指針案には、次のとおり記述しています。 ・学校の設置者は必要に応じ部活動指導員を積極的に任用して学校に配置し、教職員ではなく部活動指導員が指導や大会等の引率を担うことができる体制を構築する。（P3キ） ・学校の設置者が部活動指導員による引率を認めていない場合は、部活動指導員による引率が可能となるよう見直す。（P15（1））
	18	大会等の主催者が、「参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱」する、と記載されていることにより、「部活動顧問」というだけで大会運営に参加させられることがなくなるため、昨今騒がれている教員の働き方改革という視点から有意義な項目であると考え。同時に、「同意しない顧問」に対して（半）強制的に招集がかからないよう、トップダウンで指導や配慮をする必要があると考える。	その他	指針については、市町村教育委員会や各種スポーツ・文化芸術団体等にも周知し、浸透を図って参ります。
	19	学校の設置者が「各学校の部活動が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める」と記載されていることで、適切な部活動運営につながっていくものと考え。しかし、部活動を熱心にやりたい顧問もいるようで、大会参加に当たっては、その顧問の権限や意見の方が大きい場合もあり、P17イに記載のある、「校長が参加する大会等を精査する」といった内容は、実施可能かどうかは疑問である。トップダウンで確実に実施したい。	その他	
Ⅳ 今後に向けて	20	「全ての市町村が足並みを揃えて取り組んでいけるよう「青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画」を策定し」と記載されているが、「すべての市町村が足並みをそろえて」取り組んでいくのは難しいのではないかと。それぞれの市町村ごとに実情や課題があるように思われるため、「準備が整った市町村から順次」という表現にしてはどうか。	反映困難	推進計画では、令和7年度末までには、部活動ごとの課題と必要な対策を整理し、可能な部活動から地域移行を開始することとしています。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方

区分	番号	提出された意見の概要	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
な VI 地 域 学 校 ク ラ ブ 活 動 及 Q & A 及 新 A 案	21	オフシーズンについて、Q & Aでは長期休業中に設定できない記載となっているため、指針と整合性がとれていないのではないか。	文章修正等	御意見を踏まえ修正します。
	22	指針案Q & Aについて、大会等で食事の場面があることから、食物アレルギーについても必要な配慮等が記載されていればいいと思います。	文章修正等	御意見を踏まえ、食物アレルギーなどによるアナフィラキシーに関するQ & Aを記述します。
そ の 他	23	「教職員の長時間勤務の解消等」と「円滑な部活動の実施」は両立しえないのではないかと。教職員の長時間勤務の解消の根本的な解決策の1つは、部活動の早急な社会体育化であると考えます。	その他	学校部活動を指導する教職員の多忙化等の様々な課題を解消しつつ、児童生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、公立中学校の学校部活動の受け皿となる地域クラブを整備するなど持続可能な活動環境等を構築することが重要です。このため、県教育委員会では、令和5年4月に策定した推進計画に基づき、各市町村と連携しながら部活動の地域移行に取り組んでいるところであります。 その上で、学校部活動を指導する教職員の負担軽減を考慮し、指針案には、次のとおり記述しています。
	24	部活動は教育課程内の活動なのか。また、教員の勤務時間内の活動として行われるものであるか。勤務時間外に行われるものであれば、時間外勤務の命令を発令して、時間外手当も支給されるものだと考えるが、時間外手当も支給せず、時間外勤務の命令も行っていない現状が大問題。時間外勤務を強いるのであれば、命令、手当含めた労務管理をしっかりと徹底させてほしい。予算がないのであれば、部活動は勤務時間内に限るか、もしくは、全面廃止にしてほしい。	その他	・適正な学校部活動数の目安を示した上で、学校の設置者が、学校部活動が適正な数となるよう指導・助言を行う。（P2（2）ア、P3キ） ・部活動顧問の決定に当たっては、教職員の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案し、適切な校務分掌となるよう留意する。（P2（2）イ） ・学校の設置者は、必要に応じ部活動指導員を積極的に任用して学校に配置し、教職員ではなく部活動指導員が指導や大会等の引率を担うことができる体制を構築する。（P3キ）  なお、指針については、市町村教育委員会に周知するとともに、学校管理職や部活動顧問等を対象とした各種研修会等を通じて浸透を図り、学校部活動が適切に実施されるよう取り組んで参ります。
	25	指導者の人材バンクについて、持続可能な活動にするためには、地域クラブ活動専門の「コーディネーター」の採用が必要ではないか。	その他	地域移行の受け皿については、自治体が地域クラブを設立すること、総合型地域スポーツクラブや各競技団体が担うことなどが想定され、市町村教育委員会と学校が、地域の実情を踏まえて検討することとしています。 県教育委員会では、国の事業を活用しながら各市町村の取組を支援して参ります。
	26	今回の指針案を保留にし、広く、現場の教職員に意見を求めるべきである。	その他	指針案については、教職員も含め、県民の皆さまの意見を幅広く聴くことができるよう、報道等を通じて意見募集についてお知らせしたほか、青森県庁及び青森県教育委員会のホームページに掲載しております。


学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針（案）の修正内容とその理由

番号	修正箇所	修正後	修正前
1 ・ 2	修正理由	パブリック・コメントでの御意見を踏まえ修正。	
	P1 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針」策定の趣旨	○ 本指針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月 スポーツ庁及び文化庁）（以下「国のガイドライン」という。）及び本県の実情を踏まえ、現行の運動部活動の指針及び文化部活動の指針について、顧問の実質上の強制、専門外・指導経験のない部活動の受け持ちといった教職員の負担を軽減する仕組みづくりなど、教職員の負担の軽減を考慮して見直すとともに、新たな地域クラブ活動の実施に当たって最低限留意すべき事項を盛り込んで策定する。	○ 本指針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月 スポーツ庁及び文化庁）（以下「国のガイドライン」という。）及び本県の実情を踏まえ、現行の運動部活動の指針及び文化部活動の指針を見直すとともに、新たな地域クラブ活動の実施に当たって最低限留意すべき事項を盛り込んで策定する。
3	修正理由	パブリック・コメントでの御意見を踏まえ修正。	
	P2 I 学校部活動 1（2）イ	イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。	イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
21	修正理由	パブリック・コメントでの御意見を踏まえ修正。	
	P25 VI 学校部活動及び新たな地域クラブ活動Q & A Q11・A11	Q11 中学校、高等学校における「オフシーズン」とは何ですか。  A11 オフシーズンとは、長期休業中などにおいて各学校部活動が主体となって定めた一定期間の休養日のことです。 指導者は、生徒の心身の状態を整えるためにオフシーズンを有効に活用する必要があります。	Q11 中学校、高等学校における「オフシーズン」とは何ですか。  A11 オフシーズンとは、各学校部活動が主体となって定めた一定期間の休養日のほか、学校が主体となって定めた定期テスト準備期間、年末年始休業、学校閉庁日等のことです。 指導者は、生徒の心身の状態を整えるためにオフシーズンを有効に活用する必要があります。



番号	修正箇所	修正後	修正前
22	修正理由	パブリック・コメントでの御意見を踏まえ追加。	
	P32 VI 学校部活動 及び新たな地域 クラブ活動 Q & A Q28・A28	<p>Q28 食物アレルギー等を含むアナフィラキシーとは、どのようなもので、どのような配慮が必要ですか。</p> <p>A28 アナフィラキシーとは、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時かつ急激に出現した状態です。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。</p> <p>活動中にアナフィラキシーが起きる可能性もあるため、アナフィラキシーに関する基礎知識、対処法などに習熟しておく必要があります。</p> <p>アナフィラキシーの分類</p> <p>① 食物アレルギー 一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身に生じるアレルギー反応のことをいいます。</p> <p>② 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 特定の食物を食べた後に運動することによってアナフィラキシーが誘発されるものです。発症は非常にまれではあるが、発症した場合には、じんましんからはじまり、呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至ることがあり注意が必要です。</p> <p>③ 運動誘発アナフィラキシー 特定もしくは不特定の運動を行うことで誘発されるアナフィラキシー症状です。食物依存性運動誘発アナフィラキシーと違って食事との関連はありません。発症は非常にまれです。</p> <p>④ 昆虫 蚊やハチ、ゴキブリ、ガ、チョウなどがアレルギーの原因となりますが、アナフィラキシーの原因となりやすいのはハチによ</p>	(記述なし)

番号	修正箇所	修正後	修正前
22		<p>るものです。人を刺すスズメバチ亜科とアシナガバチ亜科、ミツバチ科が問題となります。</p> <p>⑤ 医薬品 抗生物質や非ステロイド系の抗炎症薬、抗てんかん薬などが原因になります。発症の頻度は決して多いわけではありません。</p> <p>⑥ その他 用具に使われているラテックス（天然ゴム）※の接触や粉末の吸入などその原因は様々です。 ※ 注意を要する具体例：輪ゴム、ゴム手袋、ゴムを素材としたボール、ゴム風船など</p> <p>緊急時に備えた処方薬</p> <p>① 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 内服してから効果が現れるまでに 30 分以上かかるため、アナフィラキシーなどの緊急を要する重篤な症状に対して効果を期待することはできません。軽い皮膚症状などに対して使用するものです。</p> <p>② アドレナリン自己注射薬（エピペン®） エピペン®はアナフィラキシーを起こす危険性が高く、万一の場合に直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいる者に対し、事前に医師が処方する自己注射薬です。また、一時的な緊急補助治療薬ですから、使用した後は速やかに医療機関を受診しなければなりません。 ※「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」から引用</p> <p>※詳細は p42 「関連参考資料掲載ウェブサイト」参照</p>	
	P33 VI 学校部活動 及び新たな地域 クラブ活動 Q & A Q29・A29	Q29 万が一、事故が発生したときには、[略] A29 万が一、事故が発生した場合は、[略]	Q28 万が一、事故が発生したときには、[略] A28 万が一、事故が発生した場合は、[略]

番号	修正箇所	修正後	修正前
22	P42 ○リンク集 ・関連参考資料 掲載ウェブサイト	(公益財団法人日本学校保健会) 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン <a href="https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf">https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf</a> 	(記述なし)